

平成 27 年 規則第 2 号

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館における
公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「法人」という。）における公的研究費の不正使用に関する調査の手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「研究者等」とは、法人に所属する公的研究費の運営及び管理に関わるすべての者をいう。

2 この規則において、「公的研究費」とは、各省庁、各省庁が所管する独立行政法人等（以下「配分機関」という。）から配分される競争的研究費を中心とする公募型の研究資金で法人が経理するものをいう。

3 この規則において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は交付決定の内容やこれに付された条件に違反して公的研究費を使用することをいう。

(公的研究費の運営及び管理の責任体制)

第 3 条 公的研究費の適正な運営及び管理の責任体制については、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館における公的研究費の取扱いに関する規則（平成 27 年規則第 3 号）（以下「取扱規則」という。）で定める。

2 この規則において「最高管理責任者」とは、取扱規則第 5 条第 1 項に定める者をいう。

3 この規則において「統括管理責任者」とは、取扱規則第 5 条第 2 項に定める者をいう。

4 この規則において「コンプライアンス推進責任者」とは、取扱規則第 5 条第 3 項に定める者をいう。

5 この規則において「コンプライアンス推進副責任者」とは、取扱規則第 5 条第 4 項に定める者をいう。

(通報窓口)

第 4 条 最高管理責任者は、法人内外からの公的研究費に係る不正の疑いの指摘、本人からの申出等（以下「通報等」という。）を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館不正防止計画推進室規則（平成 27 年規則第 4 号）第 1 条に定める不正防止計画推進室（以下「推進室」という。）に置く。

(通報等処理体制の公開)

第5条 最高管理責任者は、通報窓口の場所、連絡先、その他必要な事項を法人内外に公開する。

(通報等の受理)

第6条 通報等は、原則として、顕名により不正使用を行ったとする研究者等の氏名、事案の内容等が明示され、かつ、合理的な根拠を示されたもののみを受理する。

2 通報窓口担当者は、通報等を受け付けたときは、速やかに、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。

3 通報窓口担当者は、通報者の保護のため、適切な方策を講じなければならない。

4 通報者は、その後の調査において氏名の秘匿を希望することができる。この場合、本規則に規定する通報者への通知及び報告は、通報窓口担当者を通じて行う。

(匿名通報等の取扱い)

第7条 顕名による通報等のほか、匿名による通報等があった場合は、通報内容に応じ、顕名による通報等に準じて取り扱うことができる。

2 報道機関その他外部の機関から不正使用の疑いが指摘された場合は、その内容に応じ、顕名による通報等に準じて取り扱うものとする。

(悪意に基づく通報等の禁止)

第8条 研究者等は、第2条第3項に規定する不正使用に明らかに該当しない通報で、かつ、誹謗中傷や研究の妨害など専ら被通報者及び法人に不利益を与えることを目的とする悪意に基づく通報等を行ってはならない。

2 法人は、悪意に基づく通報等であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に、通報者に対する解雇、降格、減給等の不利益な取扱いをしてはならない。

3 法人は、相当な理由なく、単に通報等がなされたことのみをもって、被通報者の研究の禁止や解雇、降格、減給等の不利益な取扱いをしてはならない。

(通報受理後の対応)

第9条 最高管理責任者は、第6条第2項に規定する報告を受けた場合、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第13条第4項の規定による監事の監査、同法第35条の規定による会計監査人の監査又は会計規程第56条の規定による内部監査等により不正の疑いの指摘を受けた場合又は法人外部からの通報等により不正の疑いの指摘を受けた場合は、通報等又は指摘を法人が受けた日から30日以内に内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

(予備調査委員会)

第10条 最高管理責任者は、前条の通報等又は指摘について、内容の合理性の確認、調査の要否の判断のため予備調査をおこなうものとし、必要であると認めるときは、予備調査委員会を設置し予備審査に当たらせることができる。

- 2 予備調査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) コンプライアンス推進責任者
 - (3) 事務部長
 - (4) 最高管理責任者が指名する者 若干人
- 3 予備調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
- 4 予備調査委員会は、通報等又は指摘の内容の合理性等について検討し、通報等又は指摘の受付から30日以内に調査を実施すべきか否かを判断するものとする。
- 5 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、通報者、被通報者及び関係者に対して事情聴取を行うことができる。
- 6 予備調査委員会は、予備調査終了後、速やかに、その結果を最高管理責任者に報告する。
- 7 最高管理責任者は、調査を行わないことを決定した場合は、通報者に対し、その理由を付して通知するものとする。この場合、予備調査に係る資料を保存し、当該事案に係る配分機関及び通報者の求めに応じ開示する。

(不正使用調査委員会)

第11条 最高管理責任者は、通報等又は指摘について、内容の合理性を確認した結果、事実関係を調査する必要があると認められる場合は、不正使用調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) コンプライアンス推進責任者
 - (3) 事務部長
 - (4) 法人並びに通報者と直接の利害関係を有しない弁護士、公認会計士等の法人外部の有識者若干人
 - (5) その他最高管理責任者が必要と認めた者
- 3 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
- 4 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
- 5 調査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 6 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決する。

- 7 委員長が必要と認めるときは、調査委員会に委員以外の者を出席させ、意見を徴することができる。
- 8 委員長は、必要に応じ、関係する研究者等を調査委員会に出席させることができる。
- 9 委員長は、調査を行うことを決定した日から、原則として30日以内に調査を開始しなければならない。

(調査の通知等)

第12条 調査委員会は、調査を実施する場合は、通報者、被通報者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 調査実施の決定の事実
- (2) 調査委員会委員の所属・氏名
- (3) 異議申立ての受付期間・方法

2 調査委員会は、通報者に対し、より詳細な情報提供及び当該事案に関する調査への協力を求めることができる。

(異議申立て)

第13条 通報者及び被通報者は、前条第1項第2号の調査委員会委員について、同項の通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に、最高管理責任者に理由を付して異議申立てすることができる。

2 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合、その内容を審査し、妥当と判断した場合には、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知するものとする。

(調査の実施)

第14条 調査委員会は、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査するものとする。

- 2 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について、配分機関に報告し、協議しなければならない。
- 3 調査委員会は、被通報者及びその関係者（以下「調査対象者」という。）に対し、関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他の調査に必要な事項を求めることができる。この場合において、調査対象者は、調査委員会の求めに対し、正当な理由なしに拒むことはできない。
- 4 調査委員会は、必要に応じて被通報者に対し、調査対象である公的研究費の使用停止を命ずることができる。
- 5 調査委員会は、調査の実施に際し、通報等のあった事案に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。

(認定)

第 15 条 調査委員会は、調査開始後、概ね 90 日以内に、公的研究費の不正使用が行われたか否かを認定する。

- 2 不正使用が行われたと認定した場合は、その内容、不正使用に関与した者とその関与の度合い、不正使用の相当額等についても認定する。
- 3 不正使用が行われなかったと認定する場合であって、調査を通じて悪意に基づく通報等であることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行う。ただし、当該認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の報告及び通知)

第 16 条 調査委員会は、前条の認定を行ったときは、速やかに認定結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、前項の結果を、次に掲げる者に通知する。
 - (1) 被通報者
 - (2) 被通報者以外で不正使用に関与したと認定された者
 - (3) 通報者

(不服申立て)

第 17 条 第 15 条第 2 項及び第 3 項により認定を受けた者は、認定結果について不服があるときは、前条第 2 項の通知の日の翌日から起算して 14 日以内に、最高管理責任者に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。

(不服審査)

第 18 条 最高管理責任者は、前条による不服申し立てを受理したときは、調査委員会に審査させるものとする。ただし、申立ての趣旨が、新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査させることができる。

- 2 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査を行うか否かを速やかに決定する。
- 3 調査委員会は、再調査を行うまでもなく不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は申立てを行った者に当該決定を通知する。
- 4 前項の不服申立てが当該事案の引き延ばし、認定に係る措置の先送りが目的であると調査委員会が判断するときは、最高管理責任者は、以後の不服申し立てを受け付けないこと

ができる。

- 5 第15条第2項の認定を受けた者からの不服申し立てについて、調査委員会が再調査を行う決定を行った場合、調査委員会は、当該研究者等に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて協力することを求める。
- 6 調査委員会は、前項の協力が得られない場合は再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。この場合、調査委員会は直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は申立てを行った者に当該決定を通知する。
- 7 最高管理責任者は、第15条第2項の認定を受けた者から不服申立てがあったときは、通報者に通知し、配分機関に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をした時も同様とする。
- 8 最高管理責任者は、第15条第3項により認定を受けた通報者から不服申立てがあったときは、被通報者に通知し、配分機関に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をした時も同様とする。

(再調査及び再認定)

- 第19条 調査委員会は、第15条第2項の認定を受けた者からの不服申し立てにより再調査を開始した場合は、原則として50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。
- 2 最高管理責任者は、前項の結果について、不服申し立てを行った者及び通報者に通知し、配分機関に報告する。
 - 3 調査委員会は、第15条第3項の認定に係る不服申し立てにより再調査を開始した場合は、原則として30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。
 - 4 最高管理責任者は、前項の結果について、不服申し立てを行った通報者及び被通報者に通知し、配分機関に報告する。

(調査結果の報告)

- 第20条 調査委員会の委員長は、第17条に規定する調査結果の通知後に不服申し立てがなくその認定が確定したとき又は前条第1項及び第3項に規定する結果を最高管理責任者に報告したときは、最終報告書を作成し、関係資料を添えて速やかに最高管理責任者に提出しなければならない。

(措置)

- 第21条 最高管理責任者は、不正使用が行われたと認定された場合、不正使用への関与及び不正使用が認定された研究費の執行等について責任を負うことが認定された者に対し、法人の規則等に基づき、懲戒処分等を含む必要な措置を行う。
- 2 最高管理責任者は、前条に規定する報告に基づき、その調査結果を通報者、調査対象者

に通知するとともに、配分機関に対して通報等の受付から210日以内に関係者の処分、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる他の公的研究費における管理監督体制の状況、再発防止策等の必要事項を調査結果とともに報告しなければならない。

- 3 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には、速やかに不正使用を認定し、配分機関へ連絡しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、又は中間報告を提出しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じなければならない。
- 6 最高管理責任者は、第2項から第4項までの規定による報告の結果、当該配分機関等から不正使用に係る公的研究費の返還命令を受けたときは、不正使用と認定された研究者等に当該額を返還させるものとする。
- 7 最高管理責任者は、不正使用の内容が私的流用である場合等は、必要に応じて刑事告発、民事訴訟等の措置を講ずることができる。
- 8 最高管理責任者は、前項の職員等を管理監督する者に対し、その適性を欠く等の事由があった場合には、必要に応じて懲戒処分等の措置を講ずるものとする。
- 9 最高管理責任者は、告発等が悪意に基づくものであると認定された場合、法人に所属する通報者の場合は、法人の規則等に基づき必要な措置を行うものとし、法人外の通報者の場合は、当該通報者の所属する機関に適切な処置を行うよう通知するものとする。

(調査結果の公表)

第22条 最高管理責任者は、不正使用があったと認定された場合は、原則として次の事項を公表する。ただし、合理的な理由がある場合は、個人情報为非公表とすることができる。

- (1) 不正使用に関与した者の所属及び氏名
 - (2) 不正使用の内容
 - (3) 最高管理責任者又は調査委員会が公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
 - (5) 調査の方法、手順等
 - (6) その他必要と認める事項
- 2 最高管理責任者は、不正使用が行われなかったと認定された場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が法人外部に漏えいしていた場合等、特に必要性が認められる場合は、調査結果を公表する。
 - 3 前項ただし書きの規定により調査結果を公表する場合は、次の事項を公表するものとする。
 - (1) 不正使用はなかったこと
 - (2) 被通報者の所属及び氏名

(3) 調査委員会委員の所属及び氏名

(4) 調査の方法、手順

4 前項の場合において、悪意に基づく通報等と認定された場合、通報者の所属及び氏名を併せて公表する。

(不正使用がなかった場合の措置)

第 23 条 最高管理責任者は、不正使用がなかったと認定された場合は、調査に際して行った措置を解除するとともに、調査対象者の診療、研究活動の正常化、名誉回復及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(秘密保持等)

第 24 条 通報窓口担当者及びこの規則に規定する用務に携わる者は、通報等の内容、調査等で得られた情報、その他職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(事務)

第 25 条 予備調査委員会及び調査委員会に関する事務は、総務課が関係部局等の協力を得て処理する。

(補則)

第 26 条 この規則に定めるもののほか、公的研究費の不正使用に係る調査等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。